

02 自宅で申告

申告会場の混雑が気になる人には、スマホやパソコンを利用したe-Tax申告がおすすめです。所得税の還付も早く、申告会場に向かなくても済むので便利です。

■マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告

マイナンバーカードを利用して、24時間いつでも申告をすることができます。用意するものは以下の通りです。

▶パソコンから利用する人

必要なもの
マイナンバーカード ICカードリーダー or 取りに対応したスマホ
※ICカードリーダーがなくてもスマホ読み取りでe-Tax申告ができます。

▶スマホから利用する人

必要なもの
マイナンバーカード 取りに対応したスマホ

マイナンバーカードを持っていない場合
ID・パスワード方式を利用
税務署から発行されるID・パスワードを利用してe-Taxで送信できます。事前に税務署で登録が必要です。

郵送で提出
パソコンやスマホで作成した申告書を印刷して、税務署に郵送で提出できます。

こんなあなたはスマホ申告

- 株式などの譲渡(特定口座内譲渡)がある
- 医療費控除や寄附金控除を申告する
- 年金収入や副業などの所得がある
- 年末調整が済んでいない

スマホ申告のここが便利

マイナポータル連携で内容を自動入力

マイナポータル連携を利用すれば特定口座年間取引報告書の内容を自動入力できます。

※事前にマイナンバーカードの取得、マイナポータルアプリのダウンロードが必要。

カメラ撮影で内容を自動入力

スマホのカメラ撮影で給与所得などの源泉徴収票の内容を自動入力できます。

確定申告書等作成コーナーへアクセス
確定申告
問合せ e-Tax作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

書類の作成方法は動画でチェック
動画で見る確定申告
「国税庁動画チャンネル」で配信

03 役場で申告

役場での申告受付は、新型コロナウイルス感染防止のため、当日有効の整理券を配布します。整理券には上限があります。その日に申告受付ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【役場での申告】

▶期日 **2月16日(水)～3月15日(火)**
(土・日曜日、祝日除く)

▶申告会場 **役場1階エントランスロビー**

※詳細は広報おうら2月号でお知らせします。

Close Up

令和3年分

税の申告

第1弾

01 会場で申告

館林税務署やイオンモール太田を会場とした申告受付は、邑楽町役場での申告受付よりも早く開設されるため、早めの申告手続きができます。



申告会場での注意事項

1. 入場には当日配布、または国税庁LINE公式アカウントで事前に取得した入場整理券が必要です。
2. スマホを持っている人は確定申告会場において、基本的に**スマホを利用して申告書を作成**します。
3. 確定申告会場に来場する際はマスクを着用し、少人数でお越しください。
4. 入場の際に検温をします。せき・発熱(37.5度以上)などの症状のある人は入場できません。
5. 受付終了時間前であっても、相談受付を終了する場合があります。

問合せ先 役場税務課☎47-5011 館林税務署☎72-4373

今年の確定申告は昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで開催します。また、自宅からもスマートフォン(以下、スマホ)やパソコンを利用したe-Tax申告が利用できます。



【館林税務署会場】

▶期日 **2月1日(火)～3月15日(火)**
(土・日曜日、祝日除く)

▶受付時間 **午前9時～午後4時**

▶申告会場 **館林税務署3階会議室**

【イオンモール太田会場】

▶期日 **2月1日(火)～3月15日(火)**
(土・日曜日、祝日除く)

▶受付時間 **午前9時30分～午後3時**

▶注意事項 譲渡所得(土地・建物)や贈与税の相談は館林税務署へ

▶申告会場 **イオンモール太田2階イオンホール**

LINEで入場整理券の取得方法



①国税庁LINE公式アカウントを「友達追加」

②トーク画面内のメニューから「相談を申し込む」を選択

③申告会場や来場希望日を選択

④入力内容を確認して「申込」をタップして完了

入場時に申込完了画面を提示すればOK